

全体についての消防計画

第1 目的及び適用範囲

1 目的

この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、統括防火管理者が、【〇〇ビル】（以下「当該防火対象物」という。）における全体の防火管理について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この計画の適用範囲は次のとおりとする。

- (1) 当該防火対象物に勤務し、出入りするすべての者
- (2) 防火管理業務の一部を受託している者

3 管理権原者の権原の範囲

当該防火対象物の管理権原者の権原の範囲は、「管理権原者の権原の範囲」（別表）のとおりとする。

第2 管理権原者等の責務

1 各管理権原者の責務

- (1) 管理権原者は、当該防火対象物の「管理権原者の権原の範囲」（別表）における防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、消防法施行令第4条に規定する資格を有する者のうち、管理的又は監督的な立場にあり、かつ防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を協議のうえ統括防火管理者として選任し、防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。
- (3) 管理権原者は、統括防火管理者を選任したときは、管轄の消防署長へ届け出るものとする。届出に際しては、当該防火対象物における管理権原者の主要な者として【〇〇株式会社】を代表者として指定し、代表者名をもって届け出を行うものとする。
- (4) 管理権原者は、各々が定めた防火管理者の作成する消防計画（以下「事業所の消防計画」という。）に基づき、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を行わせるとともに、この計画に定めるところにより統括防火管理者が行う防火管理業務の推進に協力し、防火対象物全体の安全性の向上に努めなければならない。

- (5) 管理権原者は、統括防火管理者が全体についての消防計画を作成又は変更する場合は、必要な指示を与えなければならない。

2 統括防火管理者の責務

- (1) 統括防火管理者は、全体についての消防計画を作成又は変更した場合は、管轄の消防署長に届け出るものとする。
- (2) 統括防火管理者は、防火対象物全体の防火管理業務を適正に行うため、次の業務を行うものとする。なお、必要に応じ、関係管理権原者の指示を求めることができる。
- ア 全体についての消防計画の作成及び変更
 - イ 作成及び変更した全体についての消防計画の管理権原者への周知
 - ウ 全体についての消防計画に基づく消火、通報、避難訓練等の自衛消防訓練の実施
 - エ 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理
 - オ 火災等が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導
 - カ 火災等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供
 - キ その他防火対象物全体についての防火管理上必要な業務
- (3) 統括防火管理者は、防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を行う場合、各事業所の防火管理者に対して、当該業務の実施のため必要な措置を講ずることを指示することができる。

3 各事業所の防火管理者の責務

- (1) 防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について、統括防火管理者へ報告し承認を受けなければならない。
- ア 防火管理者を選任又は解任したとき
 - イ 事業所の消防計画を作成又は変更するとき
 - ウ 消防用設備等の法定点検の実施及び結果について
 - エ 防火対象物の法定点検の実施及び結果について
 - オ 建物等の定期検査の実施及び結果について
 - カ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき
 - キ 火気使用設備器具等又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき
 - ク 臨時に火気を使用するとき
 - ケ 大量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵・取扱いを行うとき

- コ 客席又は避難通路の変更を行うとき
- サ 用途（一時的を含む。）を変更するとき
- シ 内装改修又は改築等の工事を行うとき
- ス 催物を開催するとき
- セ 事業所の消防計画に基づく訓練を実施するとき
- ソ 防火管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき
- タ 消防機関が行う検査等の実施及び結果について
- チ 統括防火管理者から指示された事項を履行したとき
- ツ その他火災予防上必要な事項

(2) 防火管理者は、この全体についての消防計画に適合するように、事業所の消防計画を作成すること。

第3 全体についての防火管理業務

1 定期に行う火災予防

(1) 自主点検

ア 統括防火管理者等は、建物、火気使用設備器具、消防用設備等、危険物施設その他の共有部分等について、定期的な法定点検の合間に6か月に1回以上、各「自主点検表」（別表）により点検を実施するものとする。

(2) 消防用設備等の法定点検

ア 消防法第17条3の3の規定に基づく消防用設備等の点検（機器点検は半年に1回、総合点検は1年に1回）は、【 建物所有者 】の責任により実施し、結果（総合点検分）を【 1年 ・ 3年 】に1回、管轄の消防署長に報告するものとする。

イ 各管理権原者は、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう協力する。

ウ 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。

(3) 防火対象物の法定点検（防火対象物定期点検報告制度）【 該当 ・ 非該当 】

ア 消防法第8条の2の2の規定に基づく防火対象物の点検は、【 各管理権原者 】の責任により1年に1回実施し、点検結果を管轄の消防署長に報告するものとする。

イ 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。

(4) 点検結果の記録及び報告

統括防火管理者は、自主点検及び法定点検の結果を取りまとめ保存、記録しておくとともに、各管理権原者に報告するものとする。

(5) 不備欠陥等の改善・整備

ア 統括防火管理者は、点検・検査により不備欠陥事項がある場合は、速やかに改善するための必要な措置を図るものとする。

2 防火管理業務の一部委託【該当・非該当】

防火対象物全体についての防火管理業務の範囲と方法は、次の方式により委託するものとする。

(1) 【常駐・巡回・遠隔移報】方式

(2) 受託者の名称【株式会社〇〇警備】

所在地【〇〇〇〇〇〇〇〇】

(3) 受託者の行う防火管理業務の範囲

ア 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務

イ 火災が発生した場合の初動措置（初期消火及び通報連絡）

(4) 受託者の行う防火管理業務の方法

ア 現場確認要員の待機場所【株式会社〇〇警備 〇〇支所】

イ 到着所要時分【15分】

ウ 委託する区域【全域・部分】

エ 委託する時間帯【22時00分～8時00分】

3 自衛消防訓練

全体についての自衛消防訓練は、次のとおり実施する。

(1) 統括防火管理者は、防火対象物全体についての消火、通報及び避難の訓練等を【10月】に実施する。

(2) 統括防火管理者及び事業所の防火管理者は、訓練の結果を検証し、次回の訓練へ反映させるものとする。

4 避難施設の維持管理等

統括防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を適正に管理するものとする。

(1) 廊下、階段、避難口、通路等の避難施設

ア 避難の障害となる設備又は物品を設けない。

イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持する。

ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。

(2) 安全区画、防煙区画の維持管理

ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。

イ 閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。

5 自衛消防活動等

火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火管理者は相互に連絡、協力して火災、地震その他の災害に対応する。

(1) 通報連絡

火災を発見した者は、直ちに消防機関（１１９番）へ通報するとともに、統括防火管理者及び事業所の防火管理者等に報告する。

(2) 消火活動

ア 火災発生現場の近くにいる者は、従業員等と協力して初期消火を行う。

イ 事業所の消防計画において初期消火の任務を担当している者は、統括防火管理者の指揮下で、相互に協力して消火活動を行う。

(3) 避難誘導

ア 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、従業員等を安全な場所へ避難誘導する。

イ 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、避難誘導の際に、負傷者及び逃げ遅れた者等の把握に努め、知り得た情報を当該事業所の防火管理者及び統括防火管理者に報告する。

(5) 休日・夜間等における防火管理体制

休日・夜間等に発生した災害等に対しては、次の措置を行う。

ア 火災を発見した場合は、直ちに消防機関（１１９番）に通報後、初期消火活動を行うとともに、防火対象物内の従業員等に火災の発生を知らせる。

イ 営業時間外等に発生した災害等に対しては、在館中の事業所の従業員及びその他防火管理業務に従事する者が協力する。

ウ 事業所の防火管理者は、火災、地震その他の災害等により被害が生じた場合は、統括防火管理者に報告する。

6 消防隊に対する情報提供

統括防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して、当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導を行う。

7 震災対策

- (1) 統括防火管理者は、防火対象物全体における地震対策として、防火対象物に付随する施設物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止の措置状況を把握し、必要に応じ措置を講じる。
- (2) 各事業所の防火管理者は、日常の地震対策を含む地震時の対応については、各事業所の消防計画に定める。

8 震災時の活動

地震時の活動は、各事業所の消防計画に基づき活動し、状況等を把握しながら事業所間の連携を図る。

9 地震後の報告

各事業所の防火管理者は、被害の状況及び発災後の安全措置等を統括防火管理者へ報告する。

10 防火・防災教育等

統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して全体についての消防計画に基づく自衛消防訓練実施時に合わせ、防火管理業務に必要な知識技術を高めるための教育を次のとおり行う。

- (1) 全体についての消防計画の内容周知
- (2) 各事業所の権原の範囲とその責務等
- (3) 自衛消防隊の編成とその任務
- (4) 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理
- (6) 地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項
- (7) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

附 則

この消防計画は、令和 6 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（一部変更）

この消防計画は、 年 月 日から実施する。

※ 変更の都度、附則に年月日を明記すること。

管理権原者の権原の範囲

所有者	所有部分	権原の範囲
「〇〇株式会社」 代表取締役	建物全体	地下1階～6階の階段室等の共有部分及び 所有権の及び範囲
管理権原者 「名称（店舗名）」		権原の範囲
①	「居酒屋〇〇」 代表取締役	地下1階 飲食店部分
②	「〇〇書店」 代表取締役	1～2階 書店部分
③	「〇〇株式会社〇〇支店」 代表取締役	3階 事務所部分
④	「株式会社〇〇 〇〇支社」 代表取締役	4～5階 事務所部分
⑤	「〇〇株式会社 〇〇支社」 代表取締役	6階 事務所部分

※この表は、共有部分等について、個々の「建物構造」の実態にあわせて作成してください。

年

別表

建築物等の自主点検表

区分	点 検 項 目	点検実施日		点検実施日	
		月 日		月 日	
		判定	備 考	判定	備 考
建物周囲	可燃物が放置されていないか				
	避難上、消火活動上有効な通路や空地が確保されているか				
避難口 廊下 階段 避難通路	誘導灯、誘導標識等を隠すものはないか				
	避難口は容易に開閉できるか				
	床面につまずき、すべり等の発生要因はないか				
防火区画	防火戸等の開閉を妨げる物品はないか				
	防火戸等の変形破損はないか				
	防火戸等はスムーズに開閉するか				
	避難の妨げとなる物品はないか				
電気設備等	電気器具の過剰なタコ足配線等をせず、器具を適正に使用しているか				
	電気コードに極端な折れ曲がりや変形はないか				
	コンセントプラグはしっかり差し込まれ、ほこり等は溜まっていないか				
火気使用設備器具等	火気使用設備器具等の付近は整理整頓されているか				
	厨房設備のフード、フィルター、ダクト内は定期的に清掃されているか				
防災物品	カーテン、じゅうたん等は防災物品が使用されているか				
	防災物品に防災ラベルが貼付されているか				
判定欄 ○：良好 ×：不良 △：改善済み 自主点検は、定期的な法定点検の合間に6か月に1回以上実施すること		点検者	統括防火管理者確認	点検者	統括防火管理者確認

※この表は、共有部分等について、個々の「設置状況」の実態にあわせて作成してください。

年

別表

消火設備の自主点検表

区 分	点 検 項 目	点検実施日		点検実施日	
		月 日		月 日	
		判定	備 考	判定	備 考
消火器	階ごとに適正な位置に設置されているか				
	変形、破損、腐食等はないか				
	標識の破損、汚れ等はないか				
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	扉の開閉及び操作を妨げる物品はないか				
	ホース、ノズルが接続され、変形、破損等はないか				
	表示灯は点灯しているか				
動力消防ポンプ設備	常時場所の周囲に使用の障害となる物品等はないか				
	管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、破損はないか				
スプリンクラー設備 泡消火設備 水噴霧消火設備	ヘッドの周囲に障害物はないか				
	ヘッドの変形、腐食、漏水はないか				
	間仕切り変更等によるヘッドの未警戒部分はないか				
	送水口の変形及び周囲に障害物がないか				
	バルブ類は適正な開閉状態になっているか (制御弁は常時「開」の状態)				
不活性ガス消火設備	起動装置付近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明示されているか				
ハロゲン化物消火設備	起動装置周囲に操作の妨げとなる物品はないか				
粉末消火設備	ヘッドに変形、損傷等はないか				
その他の移動式消火設備	扉の開閉及び操作を妨げる物品はないか				
	ホース、ノズル、バルブ等に異常はないか				
	表示灯は点灯しているか				
判定欄 ○：良好 ×：不良 △：改善済み		点検者	統括防火管理者確認	点検者	統括防火管理者確認
自主点検は、定期的な法定点検の合間に、6 か月に 1 回以上実施すること					

※この表は、共有部分等について、個々の「設置状況」の実態にあわせて作成してください。

年

別表

警報設備の自主点検表

区分	点検項目	点検実施日		点検実施日	
		月 日		月 日	
		判定	備 考	判定	備 考
自動火災 報知設備	感知器に破損、変形、脱落はないか				
	間仕切り変更等による感知器の未警戒部分はないか				
	発信機周囲に障害物はないか				
	受信機のスイッチはベル停止となっていないか				
	警戒区域図は受信機付近にあるか				
	受信機の周囲に操作の妨げとなる物品はないか				
	表示灯は点灯しているか				
非常警報設 備	操作の妨げとなる物品はないか				
	押しボタンの保護板に破損等はないか				
	表示灯は点灯しているか				
ガス漏れ火 災警報設備	受信機のスイッチはベル停止となっていないか				
	感知器に破損、変形、脱落はないか				
	表示灯は点灯しているか				
漏電火災警 報器	受信機に破損、変形、腐食等なく、油煙、ホコリ、錆等で固着してないか				
	電源表示灯は点灯しているか				
判定欄 ○：良好 ×：不良 △：改善済み		点検者	統括防火管 理者確認	点検者	統括防火管 理者確認
自主点検は、定期的な法定点検の合間に、6 か月に 1 回 以上実施すること					

※この表は、共有部分等について、個々の「設置状況」の実態にあわせて作成してください。

年

別表

避難設備の自主点検表

区分	点検項目	点検実施日		点検実施日	
		月 日		月 日	
		判定	備考	判定	備考
避難器具 (緩降機・ 避難はし ご・救助袋 等)	操作に障害となる物品等はないか				
	容易に接近できるか				
	降下空間の途中に看板、エアコン屋外機 等の障害物はないか				
	避難空地には障害となるものが置かれて いないか				
	取付場所の窓等は容易に開放できるか				
	標識、取扱い説明板等の破損、脱落はな いか				
	器具の腐食、破損等はないか				
誘導灯 誘導標識	表示パネルの表面に汚れがなく、点灯し ているか				
	不点灯、ちらつき等はないか				
	照明器具、装飾品等で見えにくくなって いないか				
	器具の変形、破損等はないか				
	室内のレイアウト等の変更により、設置 位置が不適切となっていないか				
判定欄 ○：良好 ×：不良 △：改善済み 自主点検は、定期的な法定点検の合間に、6 か月に 1 回以上実施すること		点検者	統括防火管 理者確認	点検者	統括防火管 理者確認